慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ハイエクの個人主義論 : メンガーとの関係を中心に
Sub Title	Hayek on individualism : in special reference to its relationship with C. Menger
Author	池田, 幸弘(IKEDA, YUKIHIRO)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1986
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.79, No.1 (1986. 4) ,p.102- 117
JaLC DOI	10.14991/001.19860401-0102
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19860401-0102

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ハイエクの個人主義論[1]

——メンガーとの関係を中心に——

池田幸弘

1. はじめに

近年さまざまな立場からケインズ経済学批判がなされる中で，ハイエクに対する評価がとみに高まりをみせている。[2] それに対応して，ハイエク研究もかつてみられなかったほど数多くの論者の関心の的になっている観がある。このことからも窺われるように，近年のハイエク研究は，きわめて実践的な色彩を帯びたものであって，現実のケインズ型政策批判としてハイエクが利用されているのである。ケインジアンと反ケインジアンの立場の相違は，理論的フレームワークの違いである一方，それ以上にヴィジョンの相違でもあると考えられよう。したがって，ハイエク研究においても，彼の方法論や認識論にまで深く溯って検討することが望ましいのである。

注（1） 小稿執筆にあたり，本塾経済学部，福岡正夫，飯田裕康両教授から貴重なコメントをいただいた。記して感謝したい。また，本稿の一部は，筆者が一橋大学社会科学古典資料センターで行った調査にもとづいている。色々と便宜をいただいた同センターのスタッフの方々にも御礼を申し上げたい。

本稿でとり扱うメンガーの著作は，つぎのとおりである。C. Menger, *Grundsätze der Volkswirthschaftslehre*, Erster Allgemeiner Theil, Wien, 1871. *Derselbe, Untersuchungen über die Methode der Socialwissenschaften, und der politischen Oekonomie insbesondere*, Leipzig, 1883. *Derselbe*, "Die Social-Theorien der classischen National-Oekonomie und die moderne Wirthschaftspolitik", Neue Freie Presse vom 6 und 8 Januar 1891. Protokollen über die vom 8. bis 17. März 1892 abgehaltenen Sitzungen der nach Wien einberufenen Währung-Enquête-Kommission, Wien, 1892. これらの著作からの引用は，すべてハイエク編のメンガー著作集から行なわれた。C. Menger, *Gesammelte Werke* hrsg. von F. A. Hayek, Band 1-4, J. C. B. Mohr, Tübingen, 1968-1970. なお，『原理』と『方法論』については，それぞれつぎの邦訳を利用させていただいた。しかし，訳文は既存の邦訳どおりでない部分もある。メンガー『国民経済学原理』，安井琢磨訳，日本評論社，1940年。メンガー『経済学の方法に関する研究』，福井孝治・吉田省三訳，岩波文庫，1939年。

また本稿でとり扱うハイエクの著作は，つぎの通りである。F. A. Hayek, "Scientism and the Study of Society III," *Economica*, February 1944. reprinted in, *ditto, The Counter-Revolution of Science: Studies of abuse of reason*, Glencoe, 1952. *ditto, The Road to Serfdom*, London, 1944. *ditto*, "Individualism, True and False", in: F. A. Hayek, *Individualism and Economic Order*, London, 1949. *ditto*, "Rechtsordnung und Handelnordnung", in: *Zur Einheit der Rechts-und Staatswissenschaften*, Verlag C. F. Muller Karlsruhe, 1967. *ditto, Law, Legislation and Liberty*, Vol. 1. Rules and Order, The University of Chicago Press, 1973. *ditto, Law, Legislation and Liberty*, Vol. 2. The Mirage of Social Justice, London and Henley, 1976.

「科学主義と社会の研究　第三部」については，引用等はすべて『科学による反革命』から行う。また，訳書はつぎのものを利用させていただいた。ハイエク『隷従への道』，一谷藤一郎訳，東京創元社，1979年。ハイエク『科学

ハイエクの論敵であるケインズについては，その思想的背景が段々と解明されつつあり，とくに最近では『若き日の信条』をめぐってケインズが功利主義を捨てたか否かが論争点となっている。またそれと平行して，ケインズの思想の形成過程で無視しえない役割を果たしたムアーとの関係や，ブルームズベリー・グループの実体なども解き明かされつつあるといってよい。[(3)] 他方，ハイエクについてはこうした点は今後の課題であるといわなければならない。近年のハイエク研究は，ネオ・オーストリアンによるものが大きな潮流をなしている点に特徴があるが，彼らは自らがオーストリー学派のメンバーであることもあり，ハイエクの立場を相対化しえないでいる。そのため，彼らはハイエクの全体像を十分にとらえきれていない。ハイエクを学史的に扱うことの意味は，まさにこ

による反革命』，佐藤茂行訳，木鐸社，1979年。

つぎに参考文献をあげる。メンガーの貨幣起源論は，彼の貨幣理論のなかでも最も高く評価されている部分であり，多くの研究文献がある。以下では，ここで参照したもののみをあげる。荒木光太郎「カール・メンガー貨幣理論」，『経済学論集』，第7巻第2号。安田充「メンガーの貨幣理論（其一）」，『国民経済雑誌』，第69巻第6号，1940年。吉沢英成『貨幣と象徴』日本経済新聞社，1981年，84-89ページ。他に，メンガーの貨幣起源論ないし制度基礎論と彼の方法論との関係については，ハチソンが手際のよい解説を与えている。T. W. Hutchison, *A Review of Economic Doctrines 1870-1929*, Oxford at the Clarendon Press, 1953, Chapter 9. *ditto*, "Some Themes from Investigations into Method", in J. R. Hicks and W. Weber ed., *Carl Menger and The Austrian School of Economics*, 1973. 後者は，かなりの改定を経てつぎの形で彼の論文集の中に収められた。本稿では，もっぱらこれを利用する。*ditto*, "Carl Menger on Philosophy and Method", in *ditto, The Politics and Philosophy of Economics*, Oxford, 1981.

ハイエクの思想全般に関しては，つぎのものを参照した。とくに，筆者はバリーの書物から大きな示唆を得た。N. P. Barry, *Hayek's Social and Economic Philosophy*, London, 1979. バリー『ハイエクの社会・経済哲学』，矢島釣次訳，春秋社，1984年。古賀勝次郎『ハイエクの政治経済学』新評論，1981年。T. W. Hutchison, "Austrians on Philosophy and Method", in *ditto, The Politics and Philosophy of Economics.*

ハイエクの個人主義論については，ハロッドとロビンズの論説を参照されたい。どちらも優れた批判論文であるが，ロビンズの方が，論調はやや好意的である。ニュアンスの相違は，論者の立場の相違でもある。R. E. Harrod, "Professor F. A. von Hayek on Individualism", *Economic Journal*, September 1946., reprinted. in *ditto, Economic Essays*, 2nd edition, 1972. L. Robbins, "Hayek on Liberty," *Economica*, February 1961.

ハイエクの個人主義論とメンガーの関係に関しては，西山千明氏がすでに問題を提示されている。筆者は，氏の問題提起を受け，よりいっそう議論を展開することを目的としている。西山千明「経済哲学の再興」，『季刊　理論経済学』，第15巻第2号，1965年3月。ハイエクの基本命題に関しては，つぎの文献を参照した。ただしいずれも，ハイエクとメンガーの関係について立ち入って論じたものではない。また，キルツナーのものとオドゥリスコルのものはネオ・オーストリアンの立場を前提として書かれている。I. M. Kirzner, "On the Method of Austrian Economics", in E. D. Dolan ed., *The Foundations of Modern Austrian Economics*, 1976. G. C. Roche III, "The Relevance of Friedrich A. Hayek",: in F. Machlup ed., *Essay on Hayek*, New York, 1976. S. H. Letwin, "The Achievement of Friedrich A. Hayek",: in, *Essay on Hayek*. G. P. O' Driscoll, Jr., "Spontaneous Order and the Coordination of Economic Activities", *The Journal of Libertarian Studies* Spring 1977, reprinted in L. M. Spadaro ed., *New Directions in Austrian Economics*, 1978. M. Zöller, "Handeln in Ungewißheit" *ORDO*, 1979. R. Vernon, "Unintended Consequences", *Political Theory*, February 1979. J. Gray, *Hayek on Liberty*, 1984, Chapter 2.

また，基本命題との関係でつぎにあげる文献は重要である。R. Merton, "The Unanticipated Consequences of Purposive Social Action", *American Sociological Review* 1936. R. Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, New York, 1974, p. 18. f.

注（2）古賀，前掲書，170ページ。同『ハイエク経済学の周辺』，行人社，1985年，85ページ。同『ハイエクと新自由主義』，行人社，1983年，77ページ。

（3）ケインズの功利主義理解に関しては，つぎの文献を参照されたい。現在のところ，ケインズは功利主義そのものを

こにあると思われる。筆者は，ハイエクを再びオーストリー学派の伝統の中にひきもどすことによって，彼の思想を相対化したいと考えている。グレーは，ハイエク独自の貢献とオーストリー学派の伝統を区別することが必要だと述べている[(4)]が，こうした作業もハイエクをこの学派の中に位置づけることによってはじめて可能になる。

本稿では，このようなハイエク研究の現状をふまえ，彼の個人主義論を考察することにする。ハイエクの個人主義論はその特異さをもって知られているが，彼がなぜそのような思想にたどりついたかが，ここでの主題である。以下つぎの二点を中心に論じたい。

(1) ハイエクの個人主義論の源泉は，メンガーにある。したがって，ハイエクの個人主義論は，オーストリー学派内での学史的継承関係として問題にできる。

(2) ハイエクは，人が意図することなしに，望ましい結果をもたらすことがあるという主張を述べている。これは，人間は目的をもってことにあたってもそれを達成できないことがある，という形でも使われる[(5)]。筆者は，以下これをハイエクの基本命題ないしたんに基本命題と呼ぶ[(6)]。本稿では，ハイエク個人主義論と彼の基本命題との関係を考察するとともに，後者とメンガーの関連を探る。

(1)は，ハイエク個人主義論の原型を捜し求める作業である。ハイエクの個人主義論は，彼のファシズム体験を無視して論じえない[(7)]が，それだけにすべてを帰着させることはできない。彼が，それを構築するにあたって規範としたものがあったはずである。ハイエクは，オーストリー学派の第三世代に属する人物であるから，この学派のなかに問題解決のためのヒントを求めることが考えられよう。従来この点に関しては，ほとんどみるべき成果がない。筆者の管見の限りでは，わずかに西山千明氏とハチソンが問題の所在を示唆しているにすぎない[(8)]。本稿では，これら先学の指摘をもと

捨てたわけではないとするブレイスウェイトや早坂氏の見解と，これを批判する塩野谷氏の見解とが対立している。R. B. Braithwaite "Keynes as a Philosopher", in: M. Keynes., *Essays on John Maynard Keynes*, 1975. ミロ・ケインズ編『ケインズ一人・学問・活動一』，佐伯彰一・早坂忠訳，東洋経済新報社，1978年。宮崎義一「J. M. ケインズ問題」，新飯田宏・伊藤光晴編『現代経済学—その現状と展望』1980年，所収。同「ケインズの国家観」，河野健二編『ヨーロッパ——1930年代』1980年，所収。早坂忠「ケインズの社会思想と国家観」，『季刊現代経済——臨時増刊，ケインズ（生誕百年記念）』，1983年3月。塩野谷祐一「ケインズの道徳哲学——『若き日の信条』の研究」，『季刊現代経済——臨時増刊，ケインズ（生誕百年記念）』，1983年3月。福岡正夫・早坂忠・根岸隆『ケインズと現代』税務経理協会，1983年。ケインズの功利主義論は，ハイエクとの関係でも重要な意味をもつが，この点をめぐっての詳細な議論は，他の機会に譲る。

なお，ケインズとブルームズベリー・グループとの関係については，多くの文献がある。以下に主要なものを掲げる。J. K. Johnstone, *Bloomsbury Group*, New York, 1963. R. F. Harrod, *The Life of John Maynard Keynes*, Macmillan, 1966. 塩野谷九十九訳『ケインズ伝』東洋経済新報社，1967年。Quentin Bell, *Bloomsbury*, London, 1968. 出淵敬子訳『ブルームズベリー・グループ』，みすず書房，1972年。

注（4） Gray, *op. cit.*, p. 16.

（5） Hayek, "Rechtsordnung und Handelnordnung", S. 205.

（6） 西山氏はこれを「社会進化論」と呼び，ノジックとグレーは「みえざる手による説明」ないし「みえざる手の命題」と命名している。西山千明，「経済哲学の再興」，32ページ。Nozick, *op. cit.*, p. 18. Gray, *op. cit.*, p. 33.

（7） Chiaki Nishiyama, Kurt R. Leube, ed., *The Essence of Hayek*, Stanford, 1984, xxi.

（8） 西山千明，「経済哲学の再興」，32ページ。Hutchison, "Carl Menger on Philosophy and Method", p. 200. footnote, 9.

にして，両者の関係を明らかにすることにしたい。

(2)の主張の前半部分，すなわちハイエクの基本命題と彼の個人主義論の関係については，ハロッドの指摘がある。[9] ここでは，ハロッドの指摘を導きの糸としてより具体的に問題を論じてみたい。(2)の後半については，多くのハイエク研究者が一致して強調している。[10] しかしながら，ハイエクがいかにしてメンガーの制度基礎論を受容したかを立ちいって論じたものは，意外に乏しいのが現状である。ここにもさきに述べたハイエク研究の特質があらわれていると考えられる。本稿では，こうした研究史の弱点を補うことが意図されている。

2. ハイエクの個人主義論

ハイエクは，1945年12月，ダブリン大学において一つの重要な講演を行った。[11] そしてその主題をなしているのが，ここでとり扱う彼の個人主義論である。この講演の内容そのものに立ち入る前に，それが，ハイエク体系の中でどのような位置を占めるものであるかについて簡単に説明しておこう。[12]

よく知られているように，ハイエクは理論家としてデビューした。初期の一連の著作は，このことを端的に物語っている。彼がケインズとの論争や社会主義経済における経済計算論争を経て思想家に変貌したのは，漸く30年代から40年代にかけてである。こうした方向での研究が本格化するのは40年代以降であるが，1936年に「経済学と知識」[13]が発表されたことは，一つの大きな転機であった。[14] これ以降，ハイエクの研究は理論の枠をふみこえて社会哲学の領域に入っていくことになる。

ダブリン講演と直接のかかわりを持つのは，前年に公刊された『隷従への道』である。前者と後者の関係については，つぎの二点を指摘しておきたい。(1)ハイエク個人主義論の枠組は『隷従への道』においてすでに存在する。[15] この著作でのスミス，ヒューム，ロック，トックヴィル，アクトンに対する高い評価が，そのことを如実に示している。[16] 他方，ルソー，デカルト，ベンサムについての言及はまだそこには見られない。つまり「にせの個人主義」に関しては『隷従への道』は不完全である。(2)ダブリン講演での「にせの個人主義」についての言及をみれば分かるように，ハイエク

注（9） R. E. Harrod, *Economic Essays*, second edition, 1972, p. 296.

（10） 西山千明，「経済哲学の再興」，32ページ。Barry, *op. cit.*, p. 9. 邦訳，13ページ。

（11） Hayek, "Individualism: True and False", p. 1. footnote.

（12） 以下，ダブリン講演にいたるハイエクの思想の道程については，古賀，『ハイエクの政治経済学』，213-214ページを参照して執筆した。

（13） Hayek, "Economics and Knowledge", *Economica*, 1937, reprinted in, *ditto, Individualism and Economic Order.*

（14） この点の指摘は，ハチソンに負う。しかし，どのような意味で転機なのかということについては，筆者とハチソンでは理解が異なる。筆者は，理論家から思想家への脱皮の転機としてこれを理解している。
T. W. Hutchison, "Austrians on Philosophy and Method (since Menger)," p. 215, p. 228.

（15） 『隷従への道』訳者解説，313ページ。

（16） Hayek, *The Road to Serfdom*, p. 10, p. 18, p. 52, p. 107, p. 136. 邦訳，25, 26, 39, 95, 189, 237ページ。

はそれを事実上，社会主義に通ずるものとして理解している。[17]『隷従への道』では，こうした側面がよりあからさまにあらわれている。ハイエクの個人主義論は，実は社会主義批判なのである。

さて，以下ではダブリン講演そのものの内容を検討していくことにしよう。ハイエクの言う「真の個人主義」と「にせの個人主義」は，どんな内容のものであろうか。彼の分類を表にして示せば，つぎのようになる。[18]

真の個人主義	にせの個人主義
ロック，マンデヴィル，ヒューム	百科全書派，ルソー，重農学派
タッカー，ファーガソン，スミス，	デカルト，ベンサマイト
バーク，アクトン，トックヴィル	哲学的急進主義者

ハイエクの個人主義論は，発表当時からさまざまな批判にさらされた。批判の論点は色々であるが，あえて共通点を指摘すれば，ハイエクの分類がいささか独断的にすぎるということであろう。とくに問題を多く含んでいるのは，ハイエクのベンサム主義についての理解である。[19]この点に関しては，以下の問題点を指摘しておきたい。[20](1)まず，ここで言うベンサム主義が，ベンサム自身をも含めて考えられているものとしよう。その場合には，大別して二つの問題が生じてくる。ベンサム自身は，ともかくも個人の選好から社会的選好を導き得た。政策の基準として，ア・プリオリに当局がことを決めてしまうのではなく，個人の選好が重視されているのである。したがって，ベンサムに個人主義に通ずる一面がなかったとは言えない。しかるに，ハイエクは彼を「にせの個人主義」として分類するのである。(2)第二の問題は，分類に関わる問題である。ベンサムが時としてはスミスよりいっそう自由主義の立場に忠実だったことは，よく知られている。ハイエク自身は，自由をかけがえのないものとしてきわめて重視しているが，自由主義者としてのベンサムはほとんど評価されていないのである。(3)したがって，ここでのベンサマイトという表現は，ベンサム自身の思想とは，区別されて使用されているとも考えられる。ベンサム自身の内在的解釈を離れれば，ベンサムが持つ「立法者の体系」[21]としての側面を強調した解釈は可能である。その場合，ベンサム主義は政策当局のための道具という面を色濃く持つことになる。ハイエクの批判も，こうしたベンサム的なるものに対して向けられているのではないだろうか。

ハイエクは，「真の個人主義」と「にせの個人主義」に関して別の特徴付けをも与えている。こ

注 (17) Hayek, "Individualism: True and False", p. 10.

(18) Hayek, "Individualism: True and False", pp. 4-9. 以下の論述にあたっては，一谷藤一郎氏の指摘に負うところが多い。『隷従への道』訳者解説，313-314ページ。なお，本稿では，氏にならって，true individualism, false individualism を各々「真の個人主義」，「にせの個人主義」と訳した。

(19) Barry, *op. cit.*, pp. 63-64. 邦訳，84-85ページ。Harrod, *op, cit.*, p. 294.

(20) 以下の議論については，つぎの文献に負う。Robbins, *op. cit.*, pp. 74-76. Harrod, *op. cit.*, p. 297. 西山千明「経済哲学の再興」，29-30ページ。また，行論の過程でつぎのものを参照した。伊原吉之助『ベンサムの功利主義体系』龍谷大学経済学研究叢書5，1960年。

(21) 伊原，前掲書，45ページ。

れは，「反合理主義」，「合理主義」という分類である。[22] 前者は，人間が本来持っている理性の限界を強調することによって，人が認識することのできない力が作用していることを認める。これに対し後者は，理性で認識しえないものはすべて誤りであるか，とるに足らないものとして棄却する。ハイエク自身，一時期，自らの思想を「反合理主義」と規定していたことはよく知られている。[23] 後に，彼はポッパーに依拠しつつこれを「批判的合理主義」と改めるのであるが，彼の思想の内容が変化したわけではない。このことは，むしろ用語の問題であると考えられる。ハイエクの立場は依然として「反合理主義」なのである。[24]

ハロッドが述べているように，ハイエクの個人主義論は彼の基本命題と密接な関連を持つものである。[25] 以下では，ハイエクが「にせの個人主義」を批判するにあたって，基本命題をどのように活用しているかを眺めてみよう。ここでは，特にハイエクの功利主義批判を例にとって検討を加えるが，[26] その前に若干の用語の説明をしておく。[27] 以下において，「行為功利主義」(Act Utilitarianism) とは，「ある行為の善悪を，それがもたらす結果を効用で評価することによって決定する」思想をいい，また「ルール功利主義」(Rule Utilitarianism) とは，「行動に際して，ある定められたルールに従わなければならない」とし，「ただし，ルールの是非は，それがもたらす効用で評価する」という思想をいう。さらに「帰結主義」(Consequentialism) とは「ある行為の善悪を，それがもたらす結果を考慮することによって決定する」思想をいう。

さて，ハイエクは功利主義について次のように述べる。

「最大多数の最大幸福は，ベンサムの快楽苦痛計算の概念によって決定される。この概念は，

注 (22) ハイエクと「反合理主義」そして「批判的合理主義」の関係については，つぎの文献による。ただし，ハイエクの立場が依然として「反合理主義」と言えるかどうかということに関しては，筆者は古賀氏に賛成である。西山千明「経済哲学の再興」，30-31ページ。Chiaki Nishiyama, "Anti-Rationalism or Critical Rationalism", *ORDO*, 1979, p. 22. 古賀，前掲書，21ページ。

(23) 福岡・早坂・根岸，前掲書，346ページ。

(24) このことは，ハイエクが二年前に行った講演からも確認することができる，彼は，以前と同様「合理主義」に対して厳しい批判を加えている。Chiaki Nishiyama, Kurt R. Leube, ed., *The Essence of Hayek*, Stanford, 1984, Chapter 17, The Origins and Effects of our Morals: A Problem for Science. しかしながら，この点はハイエクとポッパーの関係を考慮にいれて論じる必要がある。これは，それ自体立ち入った考察を要する事柄であるので，別の機会に改めてとりあげることにしたい。西山氏の見解については，さきにあげた氏の論説を参照されたい。

(25) Harrod, *op. cit.*, p. 296.

(26) ハイエクと功利主義の関係，またハイエクのルール主義については，つぎのものを参照した。Barry, *op. cit.*, p. 11. pp. 79-82. pp. 106-107. pp. 129-131. 邦訳，16，105-110，141-142，171-173ページ。古賀，前掲書，85ページ。Gray, *op. cit.*, Chapter 3.

(27) 「行為功利主義」，「ルール功利主義」の定義は，つぎのものによった。D. Lyons, *Forms and Limits of Utilitarianism*. Oxford at the Clarendon Press. 1970, p. 9. p. 11. また，「帰結主義」については，J. J. C. Smart, B. Williams, *Utilitarianism for and against*, 1973, p. 79. に依拠した。なお，この二つの著作に関しては，ハイエクも言及している。Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 2., p. 156. footnote. また，塩野谷氏もこれらの用語について，ほぼ同様の定義を与えておられる。塩野谷祐一『価値理念の構造』，東洋経済新報社，1984年，17-18ページ，215ページ。

いかなる行動の特殊個別的結果についても，行動主体はすでに知っていることを前提にしている。そのことの論理的帰結が，個別的功利主義ないし，行為功利主義である。これは，ルールをまったく不用とするものであり，個別主体の行為をあらかじめ知られた結果の効用にしたがって判断するものである。[28]」

基本命題は，現実の世界に人が知りえない力が働いていることを示すものであるが，上の引用文で使われている論理も，まったく同じものである。ハイエクの世界に登場する経済主体は，不確実性に強く規制されており[29]，したがって政府当局もまた不確実性に直面しなければならない。ここでは，ハイエクの「行為功利主義」理解が基本命題から導出されているわけであるが，ハイエクの基本命題の重要性は，これにとどまるものではない。たとえば，計画経済に対する反論や政府による「貨幣供給の独占[30]」に対する批判は，すべて基本命題とかかわらしめて理解することができる。

上の引用文がほのめかしているように，ハイエクの思想のスケルトンは「ルール」哲学である。（このことは，ハイエクがルール功利主義を採ったということを意味しない。ハイエクは，ルール功利主義についても批判的である。[31]）ハイエクのルール主義は，二重の意味で，彼の基本命題と結びついているように思われる。

その一。ハイエクの行為功利主義批判は，基本命題と密接な関係にあった。行為功利主義が成立すれば，ハイエク自身が述べているように，ルールの入りこむ余地はない。[32] しかしハイエクの理解では，行為功利主義が成り立つ余地はない。そこで，ルールが必要とされるのである。したがって，ハイエクのルール主義は，行為功利主義に対する批判を媒介として基本命題に結びついているといってよいのである。

その二。ルールの発生の問題がある。ハイエクは，これをも基本命題とのアナロジーで捉えている。つまり，主体の無意識な行動の結果として，ルールの発生が説明されているのである。[33] ルールが特定の帰結を生みだすことを考慮して，人はそれを採用するのではない。もし，そのようなものとしてルールを理解すれば，それはハイエクの行為功利主義批判と両立しないと言わねばならない。ハイエクは，まさに，帰結が未知だという理由によって，行為功利主義を退けたのであった。彼の考え方は，思わず知らずの結果としてルールができあがっていき，また人々によって使用されるようになるというのであって，これこそが彼の基本命題の主張にほかならないと言うべきであろう。

以上述べてきたように，ハイエクは行為功利主義やルール功利主義に関しては否定的であった。

注 (28) Hayek, *Law, Legislation and Liberty,* Vol. 2., p. 19.

(29) 基本命題と不確実性の関係を最も明確に説いているのは，ツェラーである。また，ヴァーノンも同じ趣旨の主張をしている。Zöller, "Handeln in Ungewißheit", S. 125. Vernon, *op. cit.,* p. 59.

(30) Barry, *op. cit.,* p. 177. 邦訳，233ページ。

(31) Hayek, *op. cit.,* p. 20. なお，この点はすでにバリーの指摘がある。Barry, *op. cit.,* p. 130. 邦訳，173ページ。

(32) Hayek, *Law, Legislation and Liberty,* Vol. 2., p. 8.

(33) Hayek, *Law, Legislation and Liberty,* Vol. 1,, p. 19.

しかし，このことは，ハイエクが功利主義自体を捨て去ったということを意味するであろうか。そうではない。[34] 以下，この点について若干の補足を加えておくことにしよう。

ハイエクは，先の功利主義批判に先立つ部分で，つぎのような但し書きをつけている。

「広い意味では，この用語〔功利主義〕は，ルールや制度をそれらが，社会構造において果たしている機能によって批判的に評価するという意味でも，使われている。この意味では，現在の価値をすべて受け入れてしまう人々はともかく，それらが何故維持されねばならないかを問う人は，これをすべて功利主義者と呼んでさしつかえないであろう。このような意味では，アリストテレース，トマス・アクィナス，デヴィッド・ヒュームは功利主義者であり，われわれがいま行っている行為のルールの働きについての議論も，功利主義的であるといってよいであろう。[35]」

みられるように，前半部分では狭義の功利主義と広義の功利主義が区別され，とくに後者については，「ルールや制度」をその「機能」によって「評価する」方法として特徴づけられている。このことからも分かるように，広義の功利主義とはさまざまな政策の善悪をその帰結ないしは結果によって評価しようとする方法である。これは，いわゆる帰結主義にほかならないであろう。

さらに後半部分では，「行為のルールの働き」に関して言及がなされている。ここで言う「ルールの働き」とは当然のことながら，ハイエク自身の「ルール」哲学を指している。すなわちハイエクは，自分自身の「ルール」哲学をも，帰結主義に含めて考えているのである。すでにみたように，彼が行為功利主義を批判した際に最大の根拠としたところは，帰結が分からないということであった。したがって，ハイエクの「ルール」哲学は，相互にやや矛盾する要素を含んでいると言わねばならない。帰結が分からないということを100％字義通りに解釈すれば，ハイエクの「ルール」哲学はその基礎を失ってしまうのである。

ハイエクは，狭義の功利主義に対しては，徹底した批判を加えた。が，しかし，彼自身，広義の功利主義から脱却しえているとは言い難い。そしてそのことはまた，政策論の基礎としての功利主義から抜け出すことがいかに難しいかをも，同時に示しているのである。

3. ハイエクとメンガー

本節では，ハイエクの「真の個人主義」がメンガー流の制度基礎論に相当し，ハイエクの「にせの個人主義」がメンガーのいわゆる「実用主義的」解釈に相当するものと考え，[36] ハイエクの個人主

注 (34) 以下の議論については，つぎのものに負うところが多い。西山千明「経済哲学の再興」，27ページ。J. Gray, *op. cit.*, p. 59-60.

(35) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 2., p. 17.

(36) 古賀『ハイエクと新自由主義』，187ページ，脚注 (9)。

義論の原型が，メンガーに求められないかどうかを考察する。ハイエクとメンガーの比較は，行論の過程で順次行うことにするが，まず始めに，メンガーの制度基礎論と彼の言う「実用主義的」解釈が，どのようなものであるかをみておくことにする。[37] メンガーは，後者についてつぎのように述べている。

「社会成員の合意もしくは実定的立法の産物，特別な行為主体として考えられた社会の目的意識的な共同活動の結果である多くの社会現象がある。このような社会現象においては『有機的』成立はしたがって当然問題とならない。この場合には実用主義的解釈——上記の社会現象の本質と起源を人間の社会的結合もしくはその主権者の意図や意見，支配可能な諸手段から説明すること——が実際の事情にかなっている。[38]」

人間がある制度を「目的」として望み，また，それを実際に手に入れたときには，行為者ないし「主権者の意図や意見」を検討すれば当該制度の起源を一応説明したことになる。その場合には，事柄は単純である。しかし，「主権者の意図や意見」がまだはっきりした形をとってあらわれてこない段階では，こうした説明は不可能である。そのために用意されたものが，メンガーの制度基礎論にほかならない。この間の事情を彼は以下のように説明する。

「言語，宗教，法律，また国家さえも，そしてとくにいくつかの経済的社会現象について言うのならば，市場，競争，貨幣の現象およびはなはだ多くの他の社会現象は，共同体そのものの，またはその主権者のこれらのものを創設しようとする目的意識的な活動が当然問題となりえない歴史の時代においてすでに現れている。われわれはここに，社会の福祉に大いに役立っており，その上社会の福祉に対してしばしば重大な意義をもっているが，社会的な共同活動の結果ではないところの社会的制度の現象を見る。[39]」

上の引用文でみられる思想が，ここでいうメンガーの制度基礎論である。メンガーの制度基礎論に関しては，さしあたりつぎの点を指摘しておかなければならない。

その一。彼の貨幣起源論は，このような制度基礎論の系である。これは，制度基礎論が重要な土台であり，そこから貨幣起源論が導出されていることを意味している。また，貨幣のみならず，他の様々な制度についても，メンガーは同様な考えを抱いていたことも併せて注意しておきたい。周知のように，メンガーは，『原理』初版で貨幣の起源の問題を扱った。しかし，そこでは，制度基礎論はまだはっきりした形をとるにいたっていない。上の引用文が示すように『方法論』では制度基礎論が明確な姿で提示され，それとともに貨幣起源論もその系として位置づけられることになる。

その二。メンガーの制度基礎論とハイエクの基本命題との関係がある。ハイエクがメンガーの制

注（37） 持丸悦朗氏は，メンガーの「実用主義的解釈」を「因果論」の譲歩ないし「後退」として説明されている。この点に関しては，氏が行ったように，メンガー『原理』の改訂のプロセスを検討する必要がある。持丸悦朗「メンガーの『Bedürfnis の理論』について」，『三田学会雑誌』，第51巻第5号，1958年5月。

（38） Menger, *Untersuchungen*, SS. 161-162. 邦訳，195ページ。

（39） a. a. O., S. 163. 邦訳，196ページ。

度基礎論に関して立ち入って考察したのは，「科学主義と社会の研究　第三部」においてである。この論説が発表されたのは，1944年のことであるから，ハイエクのメンガー制度基礎論に対する興味は，かなり早くからあったと言ってよいであろう。[40] メンガーは，自身の制度基礎論について，これを「社会科学の注目すべき，おそらく最も注目すべき，問題」[41]と呼んだ。ハイエクは，この部分を本文で引用し，[42] さらに脚注でメンガーの研究を当該問題に関する「一番包括的で，一番細心な概観」[43]だとしている。こうしたハイエクのメンガーに対する高い評価は，彼の基本命題とメンガーの制度基礎論の学史的継承関係を明確に示している。さきに述べたように，メンガーの制度基礎論は，多くの制度の生成を説明しうるものであった。ハイエクについても，この点はひきつがれていると考えることができる。彼が，「科学主義と社会の研究　第三部」であげている例は，「言語や市場，貨幣」[44]であるが，これらはメンガーもまた例示の材料として使用したところであった。

ハロッドが述べたように，ハイエクは彼の「真の個人主義」，「にせの個人主義」の分類において基本命題を一つのメルクマールとした。つまり，ハイエクの基本命題の思想的源泉とみなしうる人物は，「真の個人主義」として評価されているというわけである。こうした点は，「科学主義と社会の研究　第三部」においても，ある程度明らかになっている。ここで論及されているのは，ハイエクが「真の個人主義」者のなかでもとりわけ高く評価するスミスである。彼は，スミスについて「人間は社会の中で『かれらが意図しない目的を常に促進している』という，アダム・スミスによって定式化された言い方は，たとえ科学主義的意識をもった人間の苛立ちの絶えざる根源となって来たとしても，そこには依然として社会科学の中心的命題が表明されている」とし，さらに「他のどんな著述家よりも明確にこの言い方の意味を説明したのはカール・メンガーである」[45]と述べている。ここに，われわれは，メンガーの制度基礎論，ハイエクの基本命題，ハイエクの個人主義論の三者のあいだの密接な関係をみてとることができるのである。

メンガーは，自身の制度基礎論と「実用主義的」解釈を対立するものとして，捉えている。また，メンガーが制度基礎論を高く評価したことは，彼がこれを「社会科学の注目すべき，おそらく最も注目すべき，問題」と呼んだことからも明らかである。「実用主義的」解釈については，どうであろうか。彼は，『方法論』では「実用主義」を「社会主義」と結びつけて考えている。[46] したがって，

注 (40) この点で，筆者は西山氏とは意見を異にする。氏は，「ハイエクは，メンガーのこの側面を，1957年ごろまで重要視していなかった。」とされている。氏は，その理由を説明されていないが，これは，おそらく氏とハイエクの間にかわされた私的なディスカッションによるものだと思われる。西山千明，前掲論文，32ページ，脚注 (95)。

(41) a. a. O., S. 163. 邦訳，196ページ。

(42) Hayek, *The Counter-Revolution of Science*, p. 83. 邦訳，115ページ。

(43) *op. cit.*, p. 216. footnote. 邦訳，119ページ，脚注。

(44) *op. cit.*, p. 84. 邦訳，116ページ。

(45) *op. cit.*, p. 83. 邦訳，115ページ。

(46) Menger, *Untersuchungen*, S. 208. 邦訳，247ページ。この点は，すでにハチソンの指摘がある。T. W. Hutchison, "Carl Menger on Philosophy and Method", p. 191.

メンガーが社会主義に関してどのような態度をとったかによって，そのことを判断することができる。以下この方向で議論を進めてみよう。メンガーの政策的立場を探るのは，容易ではない。これは，メンガーの主要著作である『原理』や『方法論』が，政策論とは独立な形で展開されているからである。とくに，『原理』は，純理論的な見地から書かれており，規範的な議論はかなりの程度まで抑えられている。以下で紹介する共産主義に関する論及は，ほとんど唯一の例外である。(47)

「所有権制度の廃止は，必然的にこれ〔所有権制度〕をもたらすところの原因を除去することなくしては，すなわち社会のすべての成員の需求が完全に充足されるほど一切の経済財の支配量を増加するか，あるいはその支配量をもって欲望を完全に満足しうるほど人間の欲望が減少するか，このいずれかの事態を生じることなくしては，不可能である。……上述の意味の所有権は社会的形態における人間経済と不可分であり，あらゆる社会改革案は，合理的にはもっぱら経済財の合目的的分配に向けられるべきであって，決して所有権制度そのものの廃止に向けられることはできない。(48)」

上の議論は，経済財の概念について解説するにさいして，付随的になされたものである。ここでは，共産主義ないし社会主義という言葉は使われていないが，「所有権制度の廃止」という部分はそうした方向をさし示している。メンガーは，共産主義が成立するケースを二つあげているが，どちらの場合も実際に起こることは稀であるから，「所有権」自体を否定することには無理があるとしている。このように，メンガーは，社会主義，共産主義の可能性に関しては，悲観的であった。(49) だから，それらと結びつく「実用主義」についてもかなり否定的だったといってよいであろう。

さて，「実用主義」についてはハイエクとメンガーはどのような関係に立つものであろうか。ハイエクは，「実用主義」（ハイエクの分類で言えば「にせの個人主義」）を社会主義に関連づけて理解している。彼は，「にせの個人主義」をつぎのように特徴づける。

「この合理主義的個人主義は，いつでも個人主義の反対物にすなわち社会主義ないし集産主義に転化する。(50)」

ここで言われている「合理主義的個人主義」とは「にせの個人主義」を指している。したがって，「にせの個人主義」と社会主義との関係に関しても，二人は同じ立場に立っていると言えるだろう。実は，ハイエク自身，メンガーが「すなわちその主張者らの意図に反して社会主義とならざるをえないところの実用主義(51)」と述べていることに注目しており，「科学主義と社会の研究　第三部」と

注（47）以下，メンガーの共産主義理解に関しては遊部久蔵教授のメンガー論に負うところが多い。遊部久蔵「メンガー財論の基本的問題」，『三田学会雑誌』，第64巻第11号，1971年11月，35-37ページ。

（48）Menger, *Grundsätze*, SS. 56-57. 邦訳，52-53ページ。

（49）カウダーは，メンガーが「自由競争の首尾一貫した擁護者でもなかったし，……社会主義者でもなかった。」としているが，筆者もこの見解に賛成である。E. Kauder, *A History of Marginal Utility Theory*, Princeton, 1965, p. 64. カウダー『限界効用理論の歴史』，斧田好雄訳，嵯峨野書院，72ページ。

（50）Hayek, "Individualism: True and False", p. 4.

ダブリン講演でこのメンガーの主張を肯定的に引用している。[52] これは，ダブリン講演でのメンガーに対する唯一の言及であるが，二人の関係を端的に示すものとしてきわめて重要である。

以下では，上述してきた仮説をもとにして，メンガーが個々の論者をどのように解釈しているかを眺めてみよう。メンガーが，制度起源論の元祖として高く評価しているのは，バークである。[53]『方法論』では，彼の『フランス革命についての省察』から，合計三回の引用がなされている。[54] メンガーは，バークについてつぎのように述べる。

「バークはおそらく英法学の精神によって導かれて，十分な自覚をもって社会的生活の有機的形象の意義と，その一部分無反省的な起源とを強調した最初の人であったであろう。[55]」

さらにこれに続く箇所で，メンガーは，バークが「英仏啓蒙期の一面的な合理主義，実用主義に最初の一撃を与えた[56]」としている。メンガーが「合理主義」という言葉で何を意味したかは，必ずしも明確でない。が，バークを「合理主義」に対するアンティテーゼとして理解したメンガーにとって，それが自身の制度基礎論に対立する概念であったことは想像に難くない。

前節でみたように，ハイエクはバークを「真の個人主義」者として分類した。ダブリン講演では『フランス革命についての省察』からの引用を含め，実に多くのバークについての言及を見い出すことができる。そのさい，彼が基本命題をもとにバークを評価したことも確認できる。ハイエクは，ダブリン講演で「真の個人主義」の主張をつぎのように要約している。

「われわれは，個人の行動の結合された結果のあとをたどることによって，多くの制度が計画や管理を伴わずに生成し，また実際に機能しているという認識に到達する。そして，人間の成果はこうした制度に負っている。これが，彼らの主張である。[57]」

ここで説かれている思想は，基本命題そのものである。さらに，ハイエクはこれに続けて「これが，ジョウサイア・タッカー，アダム・スミス，アダム・ファーガソン，エドマンド・バークの偉大なテーゼであった[58]」としている。ここで列挙されているのは，いわゆる「真の個人主義」者であるが，重要なことは，基本命題を根拠としてバークが評価されているということである。したがって，バークを軸にして考えればハイエクとメンガーは同じ立場に立っているといってよいであろう。さらに，メンガーが「実用主義」を「合理主義」と言い換えているという事実があった。このことは，ハイエクが「にせの個人主義」を「合理主義」と呼んでいることに対応している。

注 (51) Menger, *Untersuchungen*, S. 208. 邦訳，247ページ。

(52) Hayek, "Individualism: True and False", pp. 4-5, footnote. *ditto, The Counter-Revolution of Science*, p. 217, footnote. 邦訳，120ページ，脚注。

(53) 以下，メンガーのバーク理解についてはつぎのものに依拠した。古賀，『ハイエクの政治経済学』，161ページ。

(54) Menger. *Untersuchungen*, SS. 202-203. Fußnote. 邦訳，239-240ページ，脚注。

(55) a. a. O., SS. 201-202. 邦訳，238ページ。

(56) a. a. O., S. 202. 邦訳，238ページ。

(57) Hayek, "Individualism: True and False", pp. 6-7.

(58) *op. cit.*, p. 7.

「実用主義」に関しては，メンガーはどんな論者を念頭においていたのであろうか。彼は，『方法論』第四編第二章でスミスの方法論に触れるところがあり，その過程でフランス啓蒙主義，そして「重農学派」に言及している。（メンガーのスミス観については，後述。）

「社会的制度の本質についてこのような一面的に実用主義的な見方をしているという点で，スミスとその直接の後継者の思想範囲は，フランス啓蒙期の論者一般，とくにフランスの重農学派の思想範囲と触れ合っている。」(59)

上の引用文から知られるように，「にせの個人主義」に関しても，ほぼ同様の継承関係をみてとることが可能である。メンガーは，フランス啓蒙主義そして「重農学派」を「実用主義」として分類した。これは，ハイエクがデカルト，ルソー，「重農学派」を「にせの個人主義」としたことに対応している。メンガーが言うフランス啓蒙主義が具体的に誰を指しているかは明らかでないが，もしそれがデカルト，ルソーを意味しているのであれば「にせの個人主義」の原型も，メンガーにあるといってよいのである。

筆者は，ハイエクの個人主義論の成立にさいしてメンガーの思想が一定の役割を演じたとの仮定をたて，もっぱらこの仮定に依存しつつ議論をすすめてきた。しかし，ハイエク個人主義論のすべてがメンガーに依拠するものでないこともまた，言うまでもない。本節を閉じるにあたって，この点に若干付言しておくことにしたい。

第一に，メンガーの制度基礎論とハイエクの基本命題が，各々の体系にとって持つ意味を問わなければならない。再三指摘してきたように，ハイエクにとって彼の基本命題はその思想の核心をなすものであった。メンガーにおいては，事情はやや異なる。彼は，オーストリー＝ハンガリーの金本位制移行にあたり，政策的な発言を行っているが，そのさい自らの制度基礎論（その系である貨幣起源論）を利用しなかった。彼は，1892年に開かれた通貨調査委員会に委員として出席し，つぎのように述べている。

「私はこうした状況の下で，こう考えます。第一は，オーストリーが金本位制をとっている諸国の仲間入りをすること，そしてそれらの諸国と共に，貨幣制度の領域の上で利益共同体に入ることの利益です。第二点は，よく知られている金本位制の技術的・経済的長所です。第三にそして最後に，オーストリー本位の非常な不便さがあります。これは，世論が今まで意識しているよりも，緊急に治癒を必要とするものです。こうした点を考慮した結果，私は，オーストリー＝ハンガリーが金本位制，ないしはそれと同等のなんらかの形態に移ることが，相対的に最も正しく，また現在の時点では唯一重視すべき（ins Auge zu fassende）処置であることが明らかであるというように考えます。」(60)

注 (59) a. a. O., SS. 200-201. 邦訳，236ページ。
(60) Menger, Aussagen von der Währungs-Enquête-Kommission, S. 234.

ここでみられるように，メンガーは金本位制への移行を支持している。[61] 重要なことは，メンガーの議論が全く時論的な発言に終始しており，直接にも間接にも，彼の制度基礎論ないし貨幣論と関係を持つものではないということである。[62] したがって，メンガーの制度基礎論は彼にとって重要ではあったが，それが時論と結びつくことはなかったと言わねばならない。[63] それはあくまで抽象の産物であった。ところが，ハイエクの基本命題はそうではない。ハイエクはこれを政策の礎石にすえかなり大胆に応用している。彼は，メンガーの制度基礎論を受容した上で，これに独自の解釈を付加価値として与えたのである。

第二の相違は，二人のスミス観である。[64] ハイエクは，スミスの経済的自由主義を基本命題とかかわらしめて理解した。一方メンガーは，スミスに対して一定の評価を与えながらも，制度論という観点ではスミスに対してかなり厳しい態度で臨んでいる。[65] つまり，メンガーのスミス観と制度基礎論の間にポジティヴな関係は見られない。メンガーは，『方法論』でつぎのように言う。

「アダム・スミスに対して，また彼の後継者の中で政治経済学の発展に最も大きな成果を収めた人々に対してさえも，実際に非難することのできるのは，……無反省的な仕方で成立した社会的制度と，この制度の国民経済に対する意義とについて彼らの理解が不足していたことであり，主として彼らの著書の中にも現れるところの，国民経済の諸制度はまったく社会自体の共同意志の意図された所産，社会成員の明示的な合意または実定的立法の結果であるという見解

注 (61) メンガーが，金本位制を支持したこと自体はすでに多くの論者が指摘している。たとえば，つぎのものを参照されたい。荒木光太郎，前掲論文，89ページ。

(62) カウダーは，メンガーの貨幣論は「彼の個人的な経験」によるものではないとしつつも，「オーストリーの通貨の混乱がメンガーの金属主義への確信を強めたのは，当然である。」と述べている。しかし，彼は現実の貨幣制度とメンガー貨幣論との関連を十分説得的に説明していない。E. Kauder "Aus Mengers nachgelassenen Papieren", *Weltwirthschaftliches Archiv*, 1962, S. 21.

(63) メンガーにおける理論と時論の分離は，二つの側面から考えることができる。第一に彼の方法論との関係がある。『原理』や『方法論』の叙述から知られるように，メンガーは「理論的認識と実践的認識を厳密に区別すること」(*Untersuchungen*, S. 20. 邦訳，49ページ。) を要請した。こうした禁欲的な態度は，通貨問題を扱う場合でも貫かれている。第二に，メンガーのプランの問題がある。(以下のメンガーのプランについては，子息 K. メンガーによる。Menger, *Grundsätze der Volkswirtschatslehre*, 2. Aufl., mit einem Geleitwort von R. Schuller, aus dem Nachlaß hrsg., von K. Menger, Wien und Leipzig 1923,. VI. メンガー『一般理論経済学』，八木紀一郎・中村友一郎・中島芳郎訳，みすず書房，1982年，4-5ページ。) メンガーは初版『原理』に「第一部総論」と記したが，彼はこれを含めた四部からなるプランを心に抱いていた。とくに，「第四部」は，「国民経済の現状の批判と社会改革への諸提案」(a. a. O., S. VI. 邦訳，4ページ。) とされており，メンガーは彼の政策論をここで扱うつもりであったと推定される。いずれにせよ，『原理』から具体的な政策にいたるためには，かなりの媒介が必要とされていたわけである。

(64) メンガーとスミスの関係については，いわゆる「アダム・スミス問題」を無視して論じえない。この点に関しては，「アダム・スミス問題」を軸にして，メンガーと歴史学派の断絶を主張する大河内一男氏と，連続性を強調する八木紀一郎氏の見解がある。筆者は，基本的には八木氏の見解に賛成であるが，なによりも当該問題についての歴史学派自体の見解が一様でないことに注目しなければならない。大河内一男，著作集第三巻『スミスとリスト』青林書院新社，26ページ。八木紀一郎「メンガーとヴェーバーにおける経済理論と<経済人>(II，完)」，『経済学会雑誌』，1980年3月。

(65) 以下，メンガーのスミス理解に関しては，ハチソンに多くを負う。T. W. Hutchison, *op. cit.*, p. 191.

である。[66]」

メンガーがこのようなスミス理解を示した根拠は明らかでない[67]が，いずれにせよ両者のスミス理解にはかなりのギャップが見られるのである。

第三の相違は，考察の対象とされている論者の問題である[68]。ハイエクの言及は，かなり広い範囲に及んでいる。メンガーの考察の範囲は，ハイエクのそれよりはるかに狭い。ハイエクはメンガーの考察の対象を大幅に拡大し，新たな内容をつけ加えたのである。

4. 結　　語

以上，筆者はハイエクの個人主義論とメンガーの関係を考察してきた。ここで，得られた結論をまとめておこう。もっとも重要なことは，ハイエクの個人主義論の原型がすでにメンガーにおいてみられるということである。彼の個人主義論については，その背景としてハイエク自身の戦争体験を指摘することができるし，事実そうした側面があることも否定できない。が，ハイエクの個人的な経験のみで彼の思想の全体を解明しうるわけではない。筆者は，オーストリー学派の始祖であるメンガーにたちかえることによって，彼の個人主義論の継承関係を明らかにした。より具体的にいうならば，ハイエクの「真の個人主義」がメンガーの制度基礎論に対応し，「にせの個人主義」がメンガーの「実用主義的」解釈に相当する，と筆者は考えたのである。まず，両者がそれぞれを対立するものとして捉えていることが重要であった。さらに，二人が，一方を肯定的に他方を否定的に理解していることも共通している。とくに「にせの個人主義」（「実用主義的」解釈）を社会主義に結びつくものとして考えている点は，両者の関係をいちじるしく密接なものとしていると言えよう。

注（66） Menger, *Untersuchngen,* S. 200. 邦訳，236ページ。

（67） メンガーがなぜスミスの制度論を批判したかは，必ずしも明らかでないが，若干の推定を企てることは可能である。以下，二つの説明を用意した。（第一点は，ハチソンに基本的な論旨を負っている。Hutchison, *op. cit.,* p. 191.）その一。メンガーの批判は，スミス個人に対して向けられたものであるよりは，「彼の後継者」を対象にしたものと考えることができる。メンガーが具体的に誰を思い浮かべていたかは定かでないが，その候補としてはリカードウがあげられよう。しばしば指摘されるように，ある一面では，歴史家としてスミスはリカードウに優っていた。それに呼応して，制度についての認識もスミスが一枚上手であったと言える。しかし，この解釈はメンガーがスミスをも批判の対象としたことを説明できない。その二。メンガーは，『国富論』の貨幣起源論の箇所に「ロック」と書きそえている。この書き込みは，何を物語るものだろうか。周知のように，ロックは貨幣に対して「価値を認める人間の暗黙の同意」からその起源を説明している。他方，メンガーは人々の「同意」から貨幣を導出することについては批判的であった。そのことが，彼の貨幣起源論の第一の特徴であると言ってもさしつかえないほどである。だとすれば，ロックの貨幣起源論がメンガーにとって受け入れ難いものであったことはまず確かである。メンガーは，ロックの延長上で，スミスの貨幣起源論つまり制度論を理解したとは言えないであろうか。*Untersuchungen über das Wesen u. die Ursachen des Nationalreichthum von Adam Smith,* Deutsch mit Anmerkungen von Max Stirner, Erster Band, Leipzig, Druck u. Verlag von Otto Wiegand, 1846, S. 35. 社会科学古典資料センターの番号は，Eng. 1429. J. Locke, *Two Treatises of Government,* seventh edition, London, 1772. ロック『市民政府論』，鵜飼訳，岩波文庫，42ページ。

（68） 以下の論述にあたっては，西山「経済哲学の再興」，32ページを参照した。

個別の思想家については，何が言えるだろうか。筆者は，第二節でハイエクの「真の個人主義」と「にせの個人主義」に含まれる人物のリストを紹介し，さらに第三節では上記の仮説にもとづき，メンガーについて同様の作業を行った。そこで得られた結論は，個別の思想家についても，ハイエクとメンガーの評価は，相通ずる側面を持っているということであった。

さらに，ハイエクの個人主義論がどの程度彼の独創なのかということについても，筆者は言及した。私見によれば，それは次の三点に求められた。すなわち，(1)ハイエクの基本命題の利用の仕方と，メンガーの制度基礎論の利用の仕方の違い，(2)ハイエク，メンガーのスミス観の違い，(3)両者の考察範囲の違いの三つである。以上三点に関しては，ハイエクはメンガーに対してもプライオリティーを主張しうるというわけである。したがって，こうした諸点については，ハイエク独自の貢献であるということが許されるであろう。

（慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程）